

令和8年
1月30日(金)
〆切



ダイバーシティ経営の推進に向けた 企業の取組みを支援します!!

徳島市では、多様な人材がその能力を最大限発揮できる機会を積極的に提供し、イノベーションの創出・企業価値を創造する中小企業等を「ダイバーシティ経営企業」と認定しています。

市内企業の認定を推進するため、認定要件達成に向けて取組を行っている中小企業等に対して予算の範囲内で、奨励金を交付します。交付額は、**1事業者につき10万円**です。

交付対象者

- ✓ 本市に本店もしくは主たる事業所(支店・営業所含む)を有する中小企業者または個人事業主
※ 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等を除く
- ✓ 本市ダイバーシティ経営企業の認定項目に向けて、積極的かつ計画的に取り組む者

ダイバーシティ経営の効果

多様な人材が異なる分野の知識・経験・価値観を持ち寄ることで、「**新しい発想**」が生まれる

多様な人材が能力を発揮できる環境を整えることで、**効率性や創造性が高まる**

多様な人材によって生み出される成果により、**優秀な人材の獲得、顧客満足度や社会的知名度の向上**につながる

自身の能力を発揮できる環境が整備されることで、**社員のモチベーションの向上や職場環境の改善等**が図られる

申請する際の注意点

- ✓ 受付は先着順 ※予算上限に達し次第終了
- ✓ 窓口にお越しの際は、事前に経済政策課までご連絡下さい。
- ✓ 交付決定通知日より以前の発注・契約・支出は奨励金の対象外です。
- ✓ 事業の実施結果等について、後日公表する場合があります。
- ✓ <認定要件該当表>の項目を2つ以上達成するために、新たな制度・環境の整備に関する事業を行った場合が対象

交付対象となる取組み事例について

- 就業規則・労働協約または労使協定の作成・変更
- テレワークに要する通信機器等の導入
- 長時間労働の抑制、有給休暇の取得促進に向けた労務管理ソフトウェア・機器の導入
- 従業員の特性や事情に配慮した環境整備
(※スロープ・託児スペースの設置 など)

申請から実施まで

注意

令和8年2月28日
までに事業完了が
必須です！

(1)

奨励金申請

(2)

市の審査
交付決定

(3)

事業実施

(4)

実績報告

(5)

市で精査
奨励金確定

対象経費

- ✓ 報酬
- ✓ 機械器具使用料
- ✓ 工事・設計費用一式
(既存施設の解体費は対象外)
- ✓ 備品購入費
(デバイスの購入は対象外)
- ✓ 委託料

申請方法・様式等、詳しくはホームページをご覧ください ▶▶

徳島市 経済部 経済政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地(徳島市役所3階)

電話:088-621-5225

Eメール:keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

